

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第七十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(60)を(61)とし、(21)から(60)までを一ずつ繰り下げ、(20)の次に(21)として次のように加える。

(21) 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第四十条第二項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第七百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

## 目 次

◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の変更

保険医療機関の指定

保険医の登録

”

” 保険薬剤師の登録

”

” 国定全園の公園事業の決定

” 銃猟禁止区域の設定

” 土地の用途廃止

” 開発行為に関する工事の完了

”

” 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集

◇公 告 危険物取扱者試験の実施

” 甲種火薬類取扱保安責任者試験等の実施

に基づき、西伯郡名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大字加茂字樋掛平ラ	大字加茂字樋掛平ラのうち八〇二以外の区域
大字加茂字加茂谷	大字加茂字加茂谷の全域及び大字加茂字トチ原六四一の七二
大字加茂字トチ原	大字加茂字トチ原のうち六四一の七二以外の区域
大字加茂字沢ノ峯	大字加茂字沢ノ峯のうち四四三の二以外の区域及び大字加茂字西ノ原四三五の二
大字加茂字西ノ原	大字加茂字西ノ原のうち四三五の二以外の区域及び大字加茂字沢ノ峯四四三の二
大字加茂字片平山	大字加茂字片平山の全域及び大字加茂字阿弥陀田三八四
大字加茂字阿弥陀田	大字加茂字阿弥陀田のうち三八四以外の区域
大字加茂字西坂ノ平ル	大字加茂字西坂ノ平ルの全域並びに大字加茂字的場三五六及び三五七
大字加茂字的場	大字加茂字的場のうち三五六及び三五七以外の区域
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十六年九月一日現在の地番による。)

大字加茂字東大畑	大字加茂字東大畑の全域、大字加茂字樋掛平ラ八〇二及び大字加茂字大畑八三八
大字加茂字大畑	大字加茂字大畑のうち八三八以外の区域
大字加茂字向山	大字加茂字向山のうち八七九及び八八〇以外の区域
大字加茂字上内平ル	大字加茂字上内平ルの全域並びに大字加茂字向山八七九及び八八〇
大字加茂字東内平ル	大字加茂字東内平ルのうち九二一及び九二二以外の区域
大字加茂字西内平ル	大字加茂字西内平ルの全域及び大字加茂字東内平ル九二二
大字加茂字小田平ラ	大字加茂字小田平ラの全域及び大字加茂字東内平ル九二一
大字加茂字上住谷	大字加茂字上住谷のうち一〇三の一以外の区域
大字加茂字下屋敷	大字加茂字下屋敷のうち一一四二の二、一一四三の一及び一一四八の一以外の区域
大字加茂字荒神平ラ	大字加茂字荒神平ラの全域、大字加茂字上住谷一〇三の一並びに大字加茂字下屋敷一一四二の二、一一四三の一及び一一四八の一

大字加茂字西峯	大字加茂字西峯のうち一七六六以外の区域
大字加茂字瀧ノ上	大字加茂字瀧ノ上の全域及び大字加茂字西峯一七六六
大字加茂字手折	大字加茂字手折のうち一八〇三の二四三以外の区域
大字門前字上岩屋ケ平ル	大字門前字上岩屋ケ平ルの全域及び大字加茂字手折一八〇三の二四三

鳥取県告示第七百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
林原皮膚科 泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	皮膚科、泌尿器科、外科	林原 祐治	昭和四十六年九月十六日
君野 齒科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	"	君野宇三郎	"
大山寺木村分院	西伯郡大山町大山寺	皮膚科、泌尿器科、外科、整形外科	木村 良一	"

阿部 医院	米子市角盤町二丁目一〇一の三	耳鼻咽喉科	阿部 喜男	"	十八日
-------	----------------	-------	-------	---	-----

鳥取県告示第七百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 嶋 健 久	八頭郡船岡町船岡一九七〇一九	鳥歯第二九九号	昭和四十六年九月二十二日

鳥取県告示第七百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡 辺 淳 子	米子市上福原一一一六〇	鳥医第一六二九号	昭和四十六年九月二十日

鳥取県告示第八百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
是石悦子	米子市愛宕町七五 吉岡方	鳥医 第一六二六号	昭和四十六年九月十七日
吉野邦夫	〃 木村忠夫方 七二	鳥医 第一六二七号	〃

鳥取県告示第八百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
池畑文子	米子市茶町二二	鳥業第二六〇号	昭和四十六年九月十七日

鳥取県告示第八百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
野島真知子	米子市石井 一〇三一	鳥業第二五九号	昭和四十六年九月八日

鳥取県告示第八百三号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、鳥取県商工労働部観光課及び若桜町役場に備えつけて供覧する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業の名称  
位 置  
裕米スキー場事業 鳥取県八頭郡若桜町裕米

鳥取県告示第八百四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定

に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
西成銃猟禁止区域	江府町袋原地内の一般県道大内江府線上の大満橋を基点とし、同基点から久那谷川を北方に進み、江府町吉原地内の町道吉原大河南線上の吉原橋に至り、同橋から町道吉原大河南線を東方に進み、鏡谷川に至り、同地点から鏡谷川を南西方に進み、町道大河南線上の鏡谷橋に至り、同橋から町道鏡谷線を南西方に進み、一般県道大内江府線との交差点に至り、同点から一般県道大内江府線を南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の区域	昭和四十六年十月五日から 昭和五十六年十月四日まで 二〇〇ヘクタール

**鳥取県告示第八百五号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月二十八日から用途廃止した。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 積 平方メートル)	用 途
鳥取市桜谷字天王前二二ノ一番地先から同市桜谷字天王前二二ノ二番地先まで	一四・一七	道路敷

**鳥取県告示第八百六号**

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市吉成字上河原土手の内及び同市吉成字上河原土手の外
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市松並町二丁目一三七  
日本海不動産株式会社取締役社長 進 木 進

**鳥取県告示第八百七号**

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市宗像字妙見前
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市宗像四一三 宮 島 健

鳥取県告示第八百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から郡家都市計画下水道の決定に係る圖書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年十月五日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

- 一 日時 昭和四十六年十月六日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和四十六年度教育表彰について  
(2) その他

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和46年10月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和46年11月27日 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

鳥取市行徳は222 鳥取市消防本部

倉吉市濠城279 鳥取県中部総合事務所

米子市鞆町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間  
昭和46年10月5日から10月19日まで（郵送による場合は、10月19日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、免状の写しを添付するとともに、免状を提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円

イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年10月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記による学科試験

火薬類取締に関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年11月7日(日曜日)

午前10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願

書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和46年10月7日から昭和46年10月16日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】